

第27回世田谷区農業委員会総会

日：令和元年10月31日（木）

場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

第27回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和元年10月31日（木）午後3時から

開催場所：世田谷区役所第二庁舎第5委員会室

出席の委員：会長 高橋昌規、会長職務代理者 宍戸幸男、高橋敏昭、上野博、田中光男、
苅部嘉也、佐藤治雄、渡邊武彦、三田浩司、山崎義清、池亀宏、橋本隆男、
高橋良治、田中宏和、森安一、佐藤満秀、山崎節彌、岡本のぶ子、真鍋よし
ゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：永井潔

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 伊藤幸浩、主事 湯本由美、主事 會田航、主
事 関智秋

午後 2 時 58 分開会

○事務局 それでは、定刻前ではございますが、委員の皆様がおそろいになったということで、第27回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきます。

(資料確認、会長あいさつ)

○高橋会長 議事に入ります前に、本日は永井潔委員が欠席されておりますが、過半数の出席がございますので、総会が成立していることを報告いたします。

本日の署名委員ですが、荻部嘉也委員と佐藤治雄委員、よろしく願いいたします。

それでは、次第 4 の議案の審議に入ります。

(1) の第 1 号議案農地法に基づく許可申請についてを上程いたします。

農地法第 3 条についてが 2 件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1 件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、事務局から説明させていただきます。

農地法第 3 条の許可申請につきましては、農地を農地として所有権等の移転を行うもので、農業委員会の許可を受けなければならないものでございますが、本日皆様にご審議いただく 2 つの案件につきましては、いずれも区からの払い下げによる農地の取得でございます。第 3 条の許可申請につきましては、先月の総会でも案件がありましたので、根拠法令につきましては、No. 1-2 の後に農地法(抜粋)と左上にある資料を配付しておりますが、説明につきましては、それらを表にまとめたものみにさせていただきたいと思っております。

それでは、資料 No. 1-1 の一番最後のページ、12 ページの表をご覧くださいと思います。こちらの表は、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 7 号の内容を表にまとめたものでございます。第 3 条の許可申請においては、こちらの各号のいずれかに該当した場合は原則許可できない案件となります。ただし、第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号の場合は、該当していても、表の右端にありますとおり、例外的に認められる事由がそれぞれ政令に定められてございます。

それでは、資料 No. 1-1 の表紙にお戻りいただきまして、本題に入らせていただきます。

資料 No. 1-1、第 1 号議案農地法第 3 条に基づく許可申請について。

受付番号 31-3-3。

(事務局より、申請人、申請地などについて報告)

事務局からの説明は以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました田中光男委員、結果の報告をお願いいたします。

○田中（光）委員 10月24日、事務局2名と調査をしてまいりました。本件は、世田谷区から〇〇さんへ農地の所有権を移すために申請があったものでございます。対象農地は、〇〇さんが体調を崩してしまして、JAの営農支援に耕うんしてもらって、今きれいな状態で何にも耕作はされてませんが、きれいにはなっております。

調査書の12ページをご覧ください。農地法第3条許可の審査項目について、調査書に基づき以下ご報告いたします。項目に1つでも該当するものがあれば不許可となります。まず第1号は、権利取得者またはその世帯員が効率的に利用していない場合、第2号、農地所有適格法人以外の法人が農地を取得する場合、第3号、信託の引受けによる権利取得の場合、以上3点については該当いたしません。次に第4号、常時従事要件は、権利を取得する者またはその世帯員の従事日数が原則150日以上でなければならないというものですが、〇〇さん、〇〇さん、申請者ご本人はもう高齢で余り仕事はしていないんですけれども、〇〇さんが年間300日で、十分に認められます。第5号、所有権以外の権限で耕作している者が転貸しようとする場合、また第7号、周辺地域の農地の利用に支障が生じると認められる場合、これら2点についても該当いたしません。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、許可することといたします。

次に、2件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.1-2をご覧ください。受付番号31-3-4。

（事務局より、申請人、申請地などについて報告）

事務局からの説明は以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました高橋良治委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋（良）委員 では、結果の報告をいたします。

10月24日、事務局2名と、それから相手方は測量士が1名、あと区の道路管理課で2名

立ち会いのもと行ってまいりました。聞き取りに付随して、測量士に資料を提出していただきましたので、それをもとにして一番最後の項目について確認していったというのが現状でございます。

まず、一番最後の12ページをご覧になって下さい。これに従って説明していきます。

第1号、全部効率利用要件。権利取得後、権利取得者又はその世帯員が耕作すべき農地全てを効率的に利用して耕作すると認められない場合、これは無になります。第2号、農地所有適格法人以外の法人の農地の取得、これも無です。それから第3号、信託の引受けによる権利の取得、これも無です。常時従事要件、これは先程、中にありましたように〇〇、〇〇日、〇〇日になっていますので、これも無になります。第5号は後にて、第6号に先に行きます。所有権以外の権限で耕作している者が転貸した場合、これも特に無となっています。第7号は最後にしまして、第5号に戻ります。下限面積要件、権利取得後の世帯の農地面積が30aに達しない場合ということで、トータルで〇〇㎡ぐらいということなので、これが該当にならないということでも有がついてしまうんですけども、先程事務局からの説明もありましたように、農地の中に全部入っていますので農地としてしか使えないということで、これは令第2条3項第3号の適用になるということで、これはオーケーという状況になります。

一番最後に第7号、地域との調和要件ということで、無と書いてあったんですけども、周りが全部民家なので、測量士が全部近隣に説明して、その許可をもらった判を押印した書類があるということなので、全部この農地部分に面するところの近隣の了承印をもらってある書類を全部確認しまして、それも無ということを確認しました。

それと、ちょっと気になる点があったので、相手方には申し上げましたが、今、11ページの図面で斜線が引いてある場所があるんですけども、隣の土地と一体型になって番地が一緒になっているんです。これはちょっと分かりにくいし、今後、宅地と農地をちゃんと分けるために筆を分筆してくださいと話をしました。相手方も、測量士に確認したところ、斜線が引いてある右側の部分の上の方に建物が建ってまして、その周りも畦畔が入っているという状況なので、これも今後同じように取得するというような話もあったので、とりあえず農地と宅地を完全に分けるために分筆作業とかを一緒に進めていってくれという話はしておきました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございました。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○高橋会長 それでは、採決させていただきます。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、許可することといたします。

以上で第1号議案農地法第3条に基づく許可申請についての審議は終了いたします。

次に、(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第4条はなく、農地法第5条が4件となっております。

それでは、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、事務局から報告させていただきます。お手元の資料No.2-1をご覧ください。

第2号議案農地法第5条に基づく転用届出について。

専決処理のため報告のみとさせていただきます。

受付番号31-5-12。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-2に移らせていただきます。受付番号31-5-13。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-3に移らせていただきます。受付番号31-5-14。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続きまして、資料No.2-4に移らせていただきます。受付番号31-5-15。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

以上でございます。

○高橋会長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので、第2号議案は終了いたします。

次に、第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが10件、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてが2件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。10件

ございますので、順に審議にいたします。

1件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いいたします。

○佐藤(治)委員 10月23日に事務局2名と一緒に調査してまいりました。〇〇さん立ち会いのもと、お話を聞いてまいりました。

主たる従事者は〇〇さんと〇〇さんのお2人でございます。そして、農地〇〇㎡のところなんですけれども、これは全部クリでございます。クリも下は若干草はありましたけれども、9月の台風で随分枝が折れてしまったということでございました。その下は、筆数がありますけれども、一団の土地でございます。〇〇㎡の農地とその下の〇〇㎡の農地を合わせて、ここはミカン、クリ、ダイコンとかブロッコリーが作ってありました。ここもやっぱりクリが台風で随分枝が折れてしまったということでございます。その下の農地〇筆でございますけれども、これはハウスが〇棟建っております。それで、1つのハウスが花の苗物です。ケイトウ、ストック、それからパンジーの苗がきれいに作ってございました。そして、露地の方は、ホウレンソウとノラボウ、ニンジン、ネギ等がきちっと作ってございました。

作ったものは、畑の入り口のところに小屋がありまして、そこで〇〇さんがついて〇分の〇は大体ここで売ってしまうと。商店街が近いものですから、お客さんは随分来るようです。そして、〇分の〇はファーマーズへ持って行って売っている、そういうことでございました。畑の方もきちっと管理がされていると思います。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。では、ないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、2件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました田中光男委員、結果の報告をお願いいたします。

○田中(光)委員 10月24日、事務局2名と調査をしまして、相手は、〇〇さんと〇〇さんにお会いしました。相続人及び同居の農業経営を行っているということで、行っていました。これは〇筆あるんですけども、一団、一続きになっていまして、頑丈なガラスハウスで、中にはブルーベリー、イチジク、かんきつ類等をやっております。農作物はそういった果実類が主です。販売は、自宅では売ってなくて、注文で高級レストランに卸しているようです。まだ始めたばかりなので軌道には乗っていないようですが、これからどんどん増やして、高級レストランに卸すようにしようと思っているそうです。肥培管理は、ハウスですから草も生えていなく、とても良好なハウスでございました。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に3件目ですが、3件目と4件目は被相続人が同一であり、相続人が親族の間柄であるという関連性があるため、事務局からの説明は2件続けて行ってまいります。

では、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-3及び1枚おめくりいただきまして3-4をご覧くださいでしょうか。こちらの2つの案件につきましては、ただいま議長からお話があ

りましたとおり、被相続人が同一で相続人が親族の間柄となっております。該当の農地も隣接しており、委員にも同じ日に調査に行ってくださいましたので、事務局から資料No. 3-3と3-4を続けて説明させていただきまして、調査に行かれました佐藤治雄委員には、その後それぞれの農地について調査結果のご報告をしていただきたいと思います。なお、採決につきましては、佐藤治雄委員の報告の後に1件ずつ行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず資料No. 3-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

続きまして、資料No. 3-4に移らせていただきます。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 調査されました佐藤治雄委員、結果の報告をお願いします。

○佐藤(治)委員 10月23日に事務局2名と調査をしてまいりました。○○さん立ち会いのもとに、お話を伺ってまいりました。

筆が沢山ありますが、一団です。片一方は○○さん、片一方は○○さんということで、経営は○○さん、そして○○さん、そして○○さん、○○さんの4人で農業あるいは植木をやっているということでございます。○○さんの方の土地というのは、まず、ハウスが○棟建っております。そして、その中は、夏野菜が終わってしまっていて、調査に行った日は何も作ってございませんでした。これからいろんなものを植えていくという話でございました。それからあと、露地の方でコマツナ、ホウレンソウ、サトイモ、ナス等が植わっております。

○分の○ぐらいは植木畑なんです。その植木畑のところに鶏が放し飼いになっている。鶏が何羽いるんですかと聞いたら、ここだけで○○羽いると言っていました。違うところにもまだいるんですけども、それは今回これには入っておりませんが、○○羽いて、茶色い鶏と白い鶏がおりました。卵等は全部自分の庭先で販売をして売っている、野菜等もそこで売っているということでございます。それが○○さんの方です。

次のページになりますけれども、○○さんの方も面積がかなり広いんですけども、ここは全部植木でございます。かなり太い木もあるんですけども、管理はされていると思います。それと、植木が欲しいという方が来たら、それは持って行って売ったりその場で

売ったり、そんなことをやっていると言っておりました。ここは面積がかなり広いんです。このほかにもまだある訳ですから。植木が主という感じです。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

何か質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ありませんか。では、ないようですので、まず1件目について証明願を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、2件目について証明願を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、1件目も2件目も証明書を発行することにいたします。

次に、5件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました渡邊武彦委員、よろしく願います。

○渡邊委員 10月18日に事務局2名と伺いまして、〇〇さんにお会いし、調査を行ってきました。

皆さん覚えていらっしゃるかどうかなんですけれども、4月にも同様の申請と調査がございまして、そのときは別のご親族の持ち分についての納税猶予ということでしたので、今回も同様ということで、報告内容はこの面積だけですと訳が分からないと思われまして、1区画の農地全体についての報告内容とさせていただきます。

農業経営は〇〇さんと〇〇さん、さらに〇〇さんお三方でやっておられますが、常時アルバイト、ボランティアが数名は入っておられるということです。前回もちょっと申し上げたんですけれども、1区画で〇〇㎡、〇反の農地になっていまして、ぶどう園で有名だと思えるんですけれども、ブドウがメインで、冬場はイチゴ、あと、ハウス内で夏冬野菜、

いろいろなものを生産しております。ですから、前回もちょっと申し上げたことですが、納税猶予の部分は〇%にも満たない農地だということでもあります。伺ったときにはシャインマスカットがまだ木に残って実っているような状況でした。それ以外の作物というのは、特に冬野菜への切りかえどきということで、ほかの作物は特にございませんでした。この納税猶予に該当する部分にちょうどハウスが〇棟、野菜用のハウスなんですけれどもございまして、今年は雨が多かったので、ハウス内も湿って耕せないということで、これからコマツナ、ダイコン、カブ等、冬野菜を準備するということでした。そこにはたまたま雨よけで冬場のイチゴの苗が相当数置かれている状況でした。今申し上げましたとおり、生産品目ですけれども、ブドウ、イチゴ、タケノコ、夏野菜、冬野菜、あとはレモンが何本か、多品種の栽培がトータルで行われています。

販売につきましては、当然ですけれども、ブドウ狩り、イチゴ狩り、それ以外は、野菜等につきましては庭先販売。あと、ここは多角経営で敷地内に付随してレストランを運営されているんですけれども、そこでの消費とか販売も行っているということです。肥培管理につきましては特に問題ございませんでした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

○高橋（良）委員 さっきも分からないだろうからということで説明があったんですけれども、トータルが〇反ぐらいあるということで、全部合わせて生産緑地になっているんですか。

○渡邊委員 生産緑地です。

○高橋（良）委員 こういう場合は、部分的に〇〇㎡なんていうのが納税猶予で出てくるんですけれども、やっぱりこういう形はずっと続いていってしまうんですか。この辺がよく分からないんだけど。

○事務局 こういう形というのは、書面上の話ということですか。

○高橋（良）委員 そうということですね。トータルはあって、多分全部生産緑地なんだろうけれども、相続とかいろんな関係で部分的に受け取って、それが納税猶予なんだろうけれども、単体で見ると〇〇とか〇〇とかそんな面積になってしまうんですけれども、それもオーケーなんでしたか。

○事務局 納税猶予をどの程度受けられるのかというのは、その方が判断されるというこ

とで、もちろん相続はいつご親族で起こるか分からないので、例えば4月にあったのが、3年に1度というのがその時期に来て、また3年に1度の今回の引き続き農業経営を行っているという時期が、今回は〇〇さんの部分ですけれども、たまたま今回だった訳で、納税猶予の面積だけ見るとちょっと分かりにくいというところはあるかもしれませんが、報告にありましたとおり、一団だと〇反あって、もともとでいうところの生産緑地としての要件はクリアしています。

○高橋（良）委員 普通で言ったら、500㎡以上が昔で言ったら生産緑地で、それに対して納税猶予が受けられるという頭があるので、この〇〇㎡というのは意味がよく分かりません。

○事務局 納税猶予を受けられる内、どれだけを受けるのかというのは、その農家さんのご判断になると思いますので。

○高橋（良）委員 そんなことはできるんですか。

○事務局 納税猶予の面積というのは、特に上限、下限とかはありません。なので、ご自身がそういったご判断に基づいているということになります。

○高橋（良）委員 私もその辺が、あり得るのかなと思って。

○渡邊委員 〇反の内、〇割にちょっと欠けるかもしれませんが、〇〇さんと〇〇さんの共有部分、さらには高圧線が通っているので、その下は東電から借用しているんです。それで一団でトータル〇反になっているんです。さらに、前回も申しあげました切り通しになっていまして、その切り通し部分が竹山です。それを全部合わせて、自宅の敷地とレストランを除いたところが一団の生産緑地なんです。

○高橋（良）委員 分かりました。

○高橋会長 よろしいですか。

○高橋（良）委員 はい。

○高橋会長 それでは、ほかに質問はございますか。ご意見もないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、6件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 3-6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を

行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、この件について調査されました永井委員が本日欠席されておりますので、事務局から調査結果の代読をお願いします。

○事務局 それでは、代読させていただきます。

10月23日、事務局2名と一緒に相続人、〇〇さん立ち会いのもと、現地調査に行っていました。通常の作業は〇〇さんと2人で行っており、夏野菜の忙しいときは、日曜日に親族の手をかりているとのこと。農地〇丁目の作付農作物は、ブロッコリー、カリフラワー、ダイコン、キャベツ、キク。農地〇丁目の作付農作物は、サトイモ、ニンジン、ジャガイモ、ピーマン、ネギ、ハクサイ、コマツナ、ホウレンソウ、ナス、インゲン。上記の作物の出荷先は、畑にある無人直売所とファーマーズとのこと。畑の管理状況は、草も少なく、しっかりと管理されていました。

以上で代読を終わります。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

それでは、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

7件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-7をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました三田浩司委員、調査結果の報告をお願いいたします。

○三田委員 10月18日、事務局2名と〇〇さんのブドウ畑に行っていました。立ち会っていただいたのは御本人と、それから〇〇さん、〇〇さんで、このお三方で畑の管理と

いいですか、ブドウ畑の管理をされています。管理状況は非常によくて、大きい木から、それが〇〇年ぐらいたっていますので、新しく変えてリプレースしていくというところで、次の木も植えて、今後シャインマスカットも育てるということでいろいろ意欲的にお話をされていました。基本的に販売はふれあい農園のブドウ狩りのところでこのブドウは販売して、地元ではよく知られた人気のブドウ畑、ブドウ園です。そのほか、北側のところの区画にダイコンとかコマツナ、ハクサイ等の冬野菜を作っていて、これは主に自家消費とのことですが、こちらの方も非常に整然ときれいに管理してある畑でした。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 よろしいですか。それでは、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。では、証明書を発行することといたします。

8件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-8をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました渡邊委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 10月24日の午後、事務局2名と伺いまして、相続人の〇〇さんにお会いしまして調査してまいりました。

これは〇筆ございまして、それぞれ別区画で〇カ所分ということなんですけれども、1つは自宅敷地内に付随したかんきつ畑です。あとは、自宅から数百m離れた農地で、クリ畑と野菜畑ということで、以上〇カ所の調査を行ってまいりました。

農業経営は〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんの3名ということで行っているということですが、作業のほとんどは〇〇さんがお1人でされているということでした。この筆以外にも農地を所有されていて、約〇〇㎡を1人で作業されているということで、非常に大変ですということでした。かんきつ畑ではいろいろな品種をやっております、ミカン、ポン

カン、レモン、オレンジ系がネーブルとかブラッド、あと不知火とか、これらが数十本栽培されて、これからの収穫を迎えるということでした。あと、クリ畑ですけれども、こちらは既に収穫を終えておりました。特に台風で被害ということはおっしゃっておられなかったです。その向かい側に野菜畑で、ネギは普通のネギと下仁田、それとダイコン、ハクサイ、秋ジャガも結構な面積をやっておられまして、あとブロッコリーとか、端の方には数本のレモンが栽培されておりました。

販売につきましては、この野菜畑の端が資材庫とか物置になっているんですけども、それにほぼ付随して自販機の小屋が建てられておまして、これは特注品でネギが直接販売できる棚を作ってあり、千円札の投入に対応できるような設備も入れられたということで、設備投資についてもお話を伺いました。販売につきましては、その自動販売機で大半販売されているということです。あと、肥培管理ですが、自宅に付随したかんきつ畑、下草が多少あるんですけども、〇〇さんの話によりますと、下草を生かした栽培方法をとられているということで、そんなに雑草が茂っているとかそういうことはございませんで、それなりの手入れはされておりました。その他も、大分きれいに処理されておりましたので、非常に良好でした。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 特にはないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

次に、9件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-9をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 では、調査されました苅部委員、結果の報告をお願いいたします。

○苅部委員 10月18日、事務局2名とともに現地を調査しました。立会人は、相続人の○

○さんに立ち会っていただき、お話をお伺いしました。

農業経営は○○さん、○○さん、○○さんの家族経営をされており、畑は道を挟んで○カ所に分かれていまして、○カ所でご自身で体験農園をされています。体験農園の区画は28区画ありまして、体験農園に来ている方は近隣の方が中心だということでした。残りの畑でご自身で野菜を栽培されていまして、サトイモ、ネギ、ダイコン、ブロッコリー等が栽培されていまして、この畑を囲むような感じでかんきつ系の果実が栽培されていました。収穫した野菜は畑での直売ということでした。肥培管理に関しては、非常にきれいな畑で、体験農園の畑も非常にきれいに植えられておりまして、全く問題はありませんでした。

以上です。

○高橋会長 ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。全員賛成のようですので、証明書を発行することといたします。

次に、10件目を事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.3-10をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました渡邊武彦委員、結果の報告をお願いいたします。

○渡邊委員 ここの一団の農地につきましては先月、調査報告を申し上げたばかりなんですけれども、さらに今回、10月24日に事務局2名と伺いまして、相続人の○○さんにお会いしまして調査してまいりました。先月に伺ったばかりで、そのときの内容と特に変わりません。重複しますけれども、報告させていただきたいと思います。

今回は被相続人が○○さんとなるための一団の中の別筆の部分の申請ということで、特に該当する申請部分につきましては、西側の本当にフェンス際の長い端の部分に該当するものですから、特にその部分につきましては栽培等を行っている訳ではございません。あと、一団といたしましても、納税猶予を適用されていない部分と合わせますと○筆で一団と

いう畑になっております。先月も申し上げましたけれども、相続人の〇〇さんと〇〇さんの2名で農業経営を行っておられまして、繁忙期には数名のアルバイトが手伝っているということでもあります。

花の栽培農家ということで、伺ったときにはまだ秋の花ということでパンジー、ビオラ、これらがメインで栽培、さらには出荷待ちでポットを多数並べている状況でした。さらには、地植えのハボタンが結構な数あるんですけれども、これも先月よりかは大分育ってました。年間〇〇ポットの生産があるということで、全量を花卉市場へ出荷されているということです。

肥培管理につきましては良好で、常にきれいな状態が保たれております。

以上です。

○高橋会長 ありがとうございます。

ご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することといたします。

以上で引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての審議は終わります。

次に、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について審議いたします。

2件ございます。順に審議いたします。では、事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-1をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました山崎義清委員、結果の報告をお願いいたします。

○山崎(義)委員 では、ご報告します。

事務局の課長さん以下3名と10月17日に畑で申請者のご家族の〇〇さんお話を伺いました。結果、先程報告されたように、〇〇さんは事故で怪我をされるまで非常に元気にやっておりました。

先程ご説明があったような状態で、怪我をされて、身動きがとれない。その他、2番目

の小作人関係の土地の関係は全く問題なしということと、申請地に係る紛争というのも全くありません。

以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。

では、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

○田中（光）委員 後継者がいる訳ですよ。

○山崎（義）委員 はい、おります。

○田中（光）委員 後継者の方はもう農家はやらないということですか。

○山崎（義）委員 ○○㎡でしたか、一部を買い取り申請するので、残りはまだ○○㎡ぐらい残っていると思います。農業は続けますし、ハウスも○棟あって、それから野菜もファーマーズへ出して、しっかりやっておりますので、引き継いで農業をやると思います。

○高橋会長 よろしいですか。ほかにございますか。

○池亀委員 今に関連したことなんですけれども、生産緑地の買い取り——買い取りではないからいいのか。

○山崎（義）委員 買い取りでしょう。買い取り申請が出るんでしょう。今回はこの人が主たる従事者かどうかという調査です。それが回復可能かどうかの審査ということで。

○池亀委員 その事由が、今言ったように、(5)のオと(6)のエということだけれども、ほかにも生産緑地があって、そちらには影響しないでもいいものなんですか。要するに、ほかにも今、農地が○○㎡であるということだから、この人ができないよということで買い取り申請を出していたら、AもBもCも同じにはならないのか。

○事務局 後継者の方がいらっしゃるんで、今お持ちの農地の一部はこういうふうな、恐らく買い取り申し出という流れになるんですけれども、残りの部分については後継者の方が農業を続けますというお話を伺ってはいます。

○池亀委員 要するに、個別個別の案件でオーケーということですか。

○事務局 そうですね。要は、全部を買い取り申し出しなくてもいいんですよというご質問であれば、一部だけ買い取り申し出ということは可能です。

○池亀委員 できないから買い取りを出している訳だから、ほかの畑が残っていたらぐあいが悪いんじゃないんですか。

○事務局 全部を続けていくのは難しいというところで、残っている部分については、一部だったら営農できますよという。

○池亀委員 それと、この内容について確認をしておきたいんですけども、買い取りの申し出を行うことができる回数は第4号、第5号、第6号の事由につき原則1回ということですよ。そうすると、今のお話で、万が一があったときに、残りのB、Cの土地の買い取りはできるんですか。

○事務局 申請者ご本人に万が一があったときということであれば、原則はそれはできないということです。

○池亀委員 ○○さんは、そこは理解なさっているんですか。説明というか。

○事務局 そのあたりはもう説明しております。医師による診断書上、農作業は不可能とされる中、故障で労働力がゼロになっているのに、○○さんが死亡による事由でもう1回買い取り申し出されるということは、もう一度主たる従事者証明書を発行する上で、故障状態から復活して今まで農業に従事していたという事実が必要となり、現実的にはありえずそれはできないですよということ、もちろんご本人にも○○さんにも説明をしております。

○池亀委員 ということは、○○さんという人がせっかく仕事をやめて農業に入ったんだからやりたいよと言っても農地相続はできないということですね。

○事務局 相続はできますけれども、要は今の買い取り申し出の話で言いますと、とにかく申請者ご本人が亡くなったことによる事由での買い取り申し出はできません。だから、もしご本人に相続が起きたら、もちろん後継者の○○息子さん相続するということになります。

○池亀委員 相続はできるんだけど、そのときに相続税が足りないからBの土地を売りたいんだといったときはできないということですか。

○高橋（良）委員 できなくなってしまうんじゃないの。

○池亀委員 できなくなってしまうでしょう。

○山崎（義）委員 それをちゃんと説明しているんでしょうか。

○事務局 それは御理解いただいています。

○高橋（良）委員 今のお話で、このほかに○○㎡ぐらいあるという話ですよ。今回、この○○㎡だけとりあえず買い取り申請を出すと。あと、残りの部分についても、申請人の名義である訳ですよ。そうすると、1回買い取り申請を出したら、今言ったように、次はできなくなってしまうから、例えば相続が起こったときに足りないから、ほかのところも売りたいといったときに売れなくなってしまうんじゃないのかな。

○池亀委員 そう思うんですけれども、そこは理解なさっているのかなと思って。

○事務局 そこはきちんと事務局で、これは1回限りですよということで、御本人にも後継者の方にも了解を得ているところです。ですので、相続が発生したら、ご本人の死亡事由での買い取り申し出ができませんけれども、ただ、そのまま後継者の方が営農するというのは当然可能な訳なので……。

○高橋（良）委員 その辺までの見通しは立っているということなんですか。

○事務局 そのように確認をしております。

○高橋（良）委員 大丈夫なのでしょう。

○山崎（義）委員 もう1度私が行ってよく話をします。今回の調査は、買い取りというか証明書発行の審査で行ったという状態なんですけれども、そこまで考えていないと思う。

○佐藤（治）委員 会長、買取申し出の件はずっと前にいろいろ問題になったものですよ。

○高橋会長 問題になりましたね。問題になって、前の事務局さんと論争したんですが、原則論でいくと言っていたので、あとは事務局と相談ということに今のところはさせていただいているようです。

○事務局 原則ではあるんですが、相当の理由が発生した場合は、それはそれでまた検討するので、原則1回だけです。

○佐藤（治）委員 相当な理由というのは、相続ということも相当な理由に入るんですか。

○池亀委員 そこが不確定なのに、その話には乗れないのではないですか。確定しているのであればその判断材料になるけれども、そこが原則という不確定な話で、相当な金額が絡むときに乗れる話ではないと思う。だから、私は今ここに書いてある文面が、今回は買い取りの申し出を第5号、第6号で出す訳だから、今度、〇〇さんに万が一があったときというのは第4号になる訳ですよ。だから、号が違うからそれは別だよという解釈のかなと思ったんです。4、5、6がワンセットじゃなくて、5で出しても6で出せばオーケー、5で出して5はだめよという解釈の仕方なのかなと思ったんだけど、そうではない訳ですね。あくまで4、5、6のワンセットで、今言ったように、相続が発生したときに、農地相続はできるけれども、残りのB、Cの土地に関してはできない訳だから、原則、そこでお金をつくることはできないということですよ。

○事務局 原則です。

○池亀委員 ただ、金額が金額だから、その原則が確定しなければかなり怖い話ですよ。

○高橋（良）委員 不安要素がすごく多いですね。

○池亀委員 そのためにそれができないということになったときに、相続の申告でもそうですけれども、収益を上げて不動産を処分しなかったら相続税が払えないという形にしか残ってこない訳だから。

○事務局 生産緑地法上は買取申し出の回数に制限はありません。

○池亀委員 前に会長にもお聞きしたことがあったんだけど、自治体によっては、原則1回という制限は設けず、何回もやっているのが現実に出ているから。

○高橋会長 そういう訳ですから、世田谷区の要綱はいわゆる原則論で行けるのではないかと考えているんです。

○池亀委員 ただ、そういうことであれば、今言ったように世田谷区の買い取り申し出の要綱というのをこの先、見直していただかないと。

○事務局 要綱の一部改正という形で、今申し上げた相当の事由というところのメニューをそろえていますので、今、会長がおっしゃったとおり、原則は1回ですが、その後、後継者がどういうふうに申告するか、申告しないか分かりませんが、そのときにこちらの方で内容についても検討して、それで相当な事由に該当するかどうかというところを確認するという手続になると思います。ただ、具体的内容等は当然まだ分かりません。

○池亀委員 それはいつごろはつきりしますか。

○事務局 実際その方が出てきたときです。

○池亀委員 ただ、そうすると、〇〇さんのときはよくて私のときはだめ、というような話もないもので、相当の事由というのはこれこれこういう訳というものがなかったら、それをケース・バイ・ケースというのはちょっとおかしいのではないかと思います。

○真鍋委員 これは取り扱い要綱ですよ。条例というのは議会にかけて可決をして条例化される。要綱というのは事務局の取り扱いですから、内部規則なんです。だから結構柔軟だということはまず申し上げたいと思うんですけども、原則というのは役所言葉で、要は絶対じゃないと言っている訳です。だから、この書き方で「原則」と「ただし」というものがあれば大概のものは適用できるという部分もある訳で、要綱にして作っていると思うんですよ。ただし、そこに明確なものを書き込んだら、それ以外のものは全て適用されないという、原則がもっと厳しくなってしまうという部分もあると思います。だから、要綱というものはすごく重いようで、実は役所の取り扱いのすごく懐の広いものであると、私なんかは議員として解釈しているんです。

だから、がちがちな要綱をつくるのがいいのか、これならば大概のものは適用できると考えた方がいいのかということもあるので、余りにもQアンドAで全ての条項を書き込むのがいいのかどうかは議論の1つの材料にはしてもらいたいです。余りそれをしてしまうと逆に首を絞めることもあり得る。だから、要綱は条例じゃないということをもとに1つ。条例というのは法律に準じたものですからすごく重いものです。要綱というのは、事務局が取り扱う、手引ですから。だからその手引の中で、皆さんが大体共通して、こういう場合には原則としてこれが事由になるなというのが、共通の文書にするのかどうかは別としても、そここのところの認識さえあればいいなと私は思いました。だから、この辺の議論はまたこれから深めてもらいたいと思います。本件に関しては、それだけの面積がある中で、この部分だけの証明書をいただければ、この後は後継者がやれるということの判断をされてこれを出されたと思うので、それはそれで、1つ審査の対象になると思う。

それから、確認したかったのは、その後、万が一があったとき、そこを相続税納税猶予を受けて生産緑地として残すことはできる訳でしょう。

○池亀委員 可能ですね。

○真鍋委員 だから、相続時の納税猶予制度も一方ではあるということも含めていろいろお考えになっていると思いますし、要綱についてはそういう取り扱いだと思っんです。以上です。

○池亀委員 ただ、私たち農業委員の立場として、返答の仕方が、今、真鍋委員が言ったように、要綱、条例云々というのは分かるんだけど、その分野には入り込めない訳だから、それは世田谷区に聞いてくれということでもいいということですね。

○高橋会長 そういうことになってしまいますね。

○池亀委員 いや、1回ですよとも言えないし、説明が違うじゃないか、農業委員なのにそんなことも知らないのかという話にもなってしまいますし、逆に、いや、大丈夫ですよとも、だめだったじゃないかと言われてしまうし、だから、私たちの立場的にも、その辺はある程度の知識じゃないけれども、きちんと共有しておいてもらわないと。

○高橋会長 そんなことでよろしいですか。それでは、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することにいたします。

2件目を説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 4-2をご覧ください。第3号議案生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 それでは、調査されました高橋敏昭委員、結果の報告をお願いいたします。

○高橋(敏)委員 10月21日に事務局2人と課長と4人で自宅と畑に行ってきました。○

○さんはかなりご高齢で、車椅子に乗っていました。また、認知症が進んでいて、とても畑仕事ができる状態ではありませんでした。ご家族がいるんですけども、親の介護で畑には行かなくて、○○さんが管理しているそうなんです。だから現在の主たる従事者は○さんということです。小作関係はなし。周りとの紛争もなしです。

以上です。

○高橋会長 何かご質問はございますか。

○高橋(良)委員 今度の場合は、この面積以外にはもう畑はないということでもいいんですか。

○高橋(敏)委員 他の農地は既に転用されています。

以上です。

○高橋(良)委員 ということは、宅地ということですか。農地はないということですね。

○高橋会長 ほかにございますか。よろしいですね。それでは、意見がないようですので採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

○高橋会長 ありがとうございます。それでは、証明書を発行することにいたします。

以上で生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての審議は終わります。

これをもちまして第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和元年12月の総会日程(案)について協議します。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No. 5、令和元年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、11月22日金曜日午後3時から、会場は三軒茶屋分庁舎5階会議室にて開催されることが決定しております。

12月の開催日時につきましては、12月26日木曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階第5委員会室の予定となっております。

以上でございます。

○高橋会長 ご質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 それでは、12月の開催日時については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○高橋会長 では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議します。

説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.6、生産緑地の取得のあっせん依頼について説明させていただきます。

こちらは、前回9月30日に開催されました第26回農業委員会総会にて、主たる従事者証明願について、農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した案件でございます。翌開庁日の10月1日付で買い取り申し出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買い取り申し出はなしという結論が出たところで、今回、農業従事者の皆様にあっせんのご案内をする次第でございます。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

○高橋会長 質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○高橋会長 ないようでしたら、この件は終了いたします。

以上で協議事項は終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(8)までについて説明願います。

○事務局 それでは、お手元の資料No.7をご覧ください。報告事項の1つ目は、5種類のふれあい農園の開催案内でございます。

まず1種類目、「みかん狩り」の開催についてでございます。開園日時、料金、販売方法、

問い合わせ先等につきましては資料のとおりでございます。

1枚おめぐりいただきまして2種類目、「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」の開催案内でございます。開催日時、参加費、申し込み方法、問い合わせ先につきましては記載のとおりでございます。

続きまして3種類目、「大根の引っこ抜き」の開催案内でございます。開催日時、料金、申し込み方法、問い合わせ先につきましては記載のとおりでございます。

続きまして4種類目、「トマトの収穫」の開催案内でございます。開催日時、料金、申し込み方法、問い合わせ先につきましては記載のとおりでございます。

続きまして5種類目、「冬野菜の収穫」の開催案内でございます。開催日時、料金、申し込み方法、問い合わせ先につきましては記載のとおりでございます。なお、周知方法につきましては、「みかん狩り」及び「家族で楽しむ花の寄せ植えづくり」につきましては11月1日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにて、その他の3種類のふれあい農園につきましては11月15日発行の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内させていただきます。

続きまして、資料No.8に移らせていただきます。カラーのチラシになります。第129回世田谷の花展覧会及び第49回世田谷区農業祭のご案内でございます。

開催日につきましては、花展覧会が11月8日金曜日から10日日曜日まで、農業祭が11月9日土曜日と10日日曜日で、場所は池尻にあります世田谷公園にて開催となります。裏面をご覧くださいますと、イベントのタイムスケジュールがございます。主な催しとしましては、9日土曜日に例年どおり花の品評展示会を開催いたします。また、9日と10日の③にあります、こちらも例年同様開催しております野菜宝船の展示がございます。また、10日におきましては、花の展示品即売とチャリティー園芸せり市も合わせて行います。その他、野菜・果実の展示品即売や宝船の宝分け等も行いますので、お時間がありましたら世田谷公園にお越しいただければと思います。

続きまして、チラシの右下に掲載されています世田谷区農業祭分会場のご案内をさせていただきます。まず、11月16日土曜日におきましては、JA東京中央の砧地区管内ということで、JA東京中央砧支店及び喜多見駅前南口広場にて開催されます。また、同じく16日にJA世田谷目黒管内の農産物即売市がJA世田谷目黒本店にて開催されます。JA東京中央千歳地区管内につきましては、21日木曜日にJA東京中央千歳支店にて農産物即売市等が開催されますので、お時間がある方につきましては足を運んでいただければと思い

ます。

続きまして、今度は資料No.9に移らせていただきます。令和元年度 J A 世田谷目黒・目黒区・世田谷区による農地保全協働事業都市農業トークライブのご案内でございます。資料に A 4 のカラーのチラシをつけさせていただいておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

事業の目的にもありますとおり、本事業は世田谷区と目黒区及び両区を地区とする J A 世田谷目黒において、両区民の都市農業の振興並びに農地の保全への理解を深めることを目的として、平成24年度より実施している協働事業でございます。

日時は11月23日土曜日午前10時から午後2時まで、会場は三軒茶屋ふれあい広場でございます。

主な内容としましては、J A 世田谷目黒経営管理委員会会長、世田谷区長、目黒区長と両区の農業者によるトークライブや、J A 世田谷目黒による新規事業の紹介のほか、地場産農産物の即売市、野菜の宝船の参考展示・宝分けでございます。詳しくは添付のチラシをご覧くださいければと思います。

周知方法につきましては、区の広報紙やホームページに掲載するほか、区立施設へのチラシ配布、ポスターの掲示等をさせていただきます。お時間のある方はぜひお越しいただければと思います。

なお、資料No.9の裏面及びチラシの下部の後援の部分に記載がありますとおり、世田谷区農業委員会も後援している事業でございます。

続きまして、資料No.10に移らせていただきます。こちらは総会開催通知にも同封させていただきました令和元年度農業委員会活動推進フォーラムの開催についてのご案内でございます。

開催趣旨につきましては、裏面に記載されておりますとおり、来年の7月には統一改選を迎え、新たに24期の農業委員会活動が始まることから、これまでの取り組みや成果を次期の活動につなげ、東京農業の一層の発展に資するため、本フォーラムを開催することとでございます。開催日時につきましては11月29日金曜日午後1時半から4時半まで、会場は府中市生涯学習センターでございます。

こちらにつきましては、資料1枚目の3、参加目標数にありますとおり、1農業委員会当たり7名程度の参加をお願いしたいとのこととでございます。本日この場で出欠の確認をさせていただき、総会開催通知にてご案内させていただきますので、これから

お聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご出席いただける方は挙手をお願いします。

(3人挙手)

3名ということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○事務局 フォーラムの方は3名ということで、当日は現地集合という形になりますけれども、事務局職員も同席させていただきますので、よろしく願いいたします。

では、続きまして資料No. 11に移らせていただきます。こちらにも総会開催通知に同封させていただきました世界都市農地サミット分科会、シンポジウムの開催案内でございます。

こちらは、都市農業に積極的な取り組みを行っている海外5都市、ニューヨーク、ロンドン、ジャカルタ、ソウル、トロントから、農業者や研究者、行政担当者を招き、都市農業の魅力と可能性を国内外に発信し、さらなる発展を目指すということを目的に練馬区にて開催される催しです。開催日は11月29日金曜日から12月1日日曜日でございます。

裏面をご覧くださいまして、「見どころ！」の上段の真ん中に国際会議（分科会・シンポジウム）との記載がございます。こちらの詳細につきましては、総会開催通知に同封したとおりですが、時間帯が、11月30日が午後1時から5時まで、12月1日が午後1時45分から5時半まで。内容は、11月30日が国際会議の分科会、12月1日が国際会議のシンポジウムになってございます。こちらにつきましては、1農業委員会当たり何名の参加という依頼はございませんが、同時通訳機器の用意をする関係で事前に参加人数を把握したいとのことですので、もしご出席いただけるということでありましたら、ご出席希望の方は終了後にでも事務局にお声がけいただければと思います。また、国際会議以外の催しもありますし、同時通訳機器の用意がなくてもよいよということでしたら、国際会議には当日自由に参加できるということですので、お時間がありましたらご覧いただければと思います。

では、続きまして資料No. 12に移らせていただきます。食と農セミナーの開催のご案内でございます。

こちらのセミナーは、東京の農業者と消費者が直接顔を合わせ、ともに学ぶことを目的とし、東京都農業会議が中心となって開催しております。開催日時等につきましては、ご案内のとおりです。参加をご希望される方は、お手数ですが11月20日水曜日までに私ども農業委員会事務局までご連絡をいただければと思います。

では、続きまして資料No. 13に移らせていただきます。一般財団法人内田農業振興会の第53回農業功労表彰者の決定についてのご報告でございます。

本件につきましては、今年8月の農業委員会総会にて表彰者の推薦についてご報告させていただいたところでございます。9月10日の理事会、9月26日の評議員会の審査におきまして功労表彰者が裏面のとおり決定されましたのでご報告させていただきます。なお、表彰式におきましては11月19日に明治神宮にて開催されますので、ご承知おきいただければと思います。

続きまして、資料No. 14に移らせていただきます。報告事項の最後は、都内産農畜産物等の放射性物質検査結果の報告でございます。今回は10月3日、10日、24日付の検査結果の報告でございますが、世田谷産の農産物につきましては対象になっておりませんので、参考程度にとどめていただければと思います。

事務局からの報告事項については一旦ここまでにさせていただきます。次は、9月から10月にかけて農業委員の皆様に行っていただきました農地パトロールの結果報告をお願いしたいと思います。

皆様が農地パトロールでお気づきになられた点や情報共有が必要と思われる事項、来年への申し渡し事項等ございましたら、この機会にぜひご報告をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋会長 皆さん、大変ご苦労さまでございました。暑くもあり、また雨も多い9月にパトロールしていただきました。本当にご苦労さまでございました。

去年もやっていただいたと思うんですが、今年も高橋敏昭委員から順にずっと報告していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(高橋(敏)委員から佐藤(満)委員まで順番に報告)

○高橋会長 ありがとうございます。本当にご苦労さまでございました。

この件は終了しますが、先程、佐藤治雄委員、池亀委員からも同じような報告はありましたけれども、肥培管理が不十分な農地について事務局より説明していただきますので、事務局、お願いいたします。

○事務局 それでは、右上に参考資料と記載のある資料をご覧いただければと思います。こちらにつきましては、生産緑地に指定されている農地の肥培管理ということで、肥培管理が不十分な農地が佐藤委員の管轄のところで1つありましたので、ご報告させていただきます。資料の4枚目以降に世田谷区農地管理基準をつけておりますので、合わせてご覧いただければと思います。

(肥培管理の状況等について報告)

事務局からの報告は以上となります。

○高橋会長 ありがとうございました。

この件について、何か質問はございますか。

(経過について質疑応答)

○高橋会長 それでは、本日の予定案件は全て終了いたしましたので、宍戸会長職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長職務代理者 あいさつ)

午後 5 時41分閉会